

令和2年2月27日

保護者 様

丹波市立竹田小学校
校長 細見 宏幸

新型コロナウイルス感染症の対応について
(令和2年2月27日時点)

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されていますが、現在のフェーズ（段階）は、「国内発生早期」と言われています。

2月25日時点において、兵庫県内では患者の発生は報告されていませんが、風邪や季節性インフルエンザなどの対策と同様に、咳エチケットや手洗いなど感染予防の徹底と冷静な対応が重要とされています。

新型コロナウイルス感染症については、学校保健安全法に定める第一種感染症に該当し、第19条（裏面参照）の規定による出席停止の対象となりますが、更なる感染防止のため出席停止の基準等が丹波市教育委員会より示されましたので、内容をご確認の上、各ご家庭においても適切に対応いただくようお願いします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底する。

2 出席停止の基準

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
（解熱剤を飲み続けなければいけない場合も同様）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

3 自宅休養の推奨

- ・ 感染拡大の防止の観点から、できる限り健康状態の確認（検温等）を行ない、発熱等が生じた場合は、学校に報告の上、自宅休養する。
- ・ 上記の場合についても「出席停止」としての取扱いとする。

4 再登校について

- ・ 症状が改善した段階で再登校可とする。
※他の感染症については出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則19条）による。
- ・ 発熱が4日以上続く場合、または新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は医療機関の指示に従う。

5 その他

- ・ 本対応は新型感染症対応のため、当面の間とする。
- ・ 感染の状況により対応は変わる。

学校保健安全法施行規則

第十九条

令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

イ

インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

ロ

百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ

麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ニ

流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ

風しんにあつては、発しんが消失するまで。

ヘ

水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化する

ト

咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。